

Information

01

市内で暮らす
新婚さんを応援します



新婚世帯に対して、住宅の購入費用、賃貸住宅の契約に係る費用、引っ越しの際に要した費用などを支援します。

【対象要件】令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を受領され、次の全てを満たした夫婦①申請日に、夫婦いずれも市内の取得または賃借した住宅へ居住し、住民基本台帳に記載されている②今後、市内に居住する意思がある③婚姻届受理日における夫婦いずれかの年齢が49歳以下である④夫婦のいずれも、過去にこの制度に基づき補助金の交付を受けたことがない⑤同居取得の場合、市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと⑥夫婦が市税(市外から転入している場合は、転入前の市町村税)の滞納がない

【対象経費】
▼住宅取得費用①婚姻を機に新たに市内で住宅を取得する際に要した費用/新築費用、建売住宅や中古住宅の購入費用
▼住宅賃借費用②婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用/3カ月分の家賃・共益費、敷金、礼金、仲介手数料
▼引っ越し費用③引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

【補助金額】対象経費を合計した額(夫婦につき最大30万円)
※申請に必要な書類など詳しい内容については、事前に問い合わせください
【申請・問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子育て支援係)
☎0220(58)5562

Information

02

自分らしく、このまちで
移住・定住をサポート

住まいサポート事業補助金
移住・定住するため、市内に住宅を新築または購入した人に助成します。建て替えや住み替えは対象外です。

【対象者】
▼世帯区分Ⅰ 申請者および配偶者が40歳未満の世帯
▼世帯区分Ⅱ 申請者または配偶者が40歳未満の世帯
▼世帯区分Ⅲ 世帯区分Ⅰ、Ⅱに該当しない世帯
【補助金額】
▼世帯区分Ⅰ 上限額50万円

Information

03

第3子以降が小学校に入学した保護者に
入学祝金を支給

【対象】5月1日時点で市内に住所を置き、本年4月に第3子以降が小学校に入学した保護者
【支給金額】1人につき3万円
【申請方法】4月中旬に、申請書と支給要綱などを小学校を通して配布します。支給対象となる場合は、申請書などに必要事項を記入し、5月24日(月)までに小学校へ提出ください
【決定通知】申請書の内容を確認し、後日、結果を通知します
【その他】第3子以降が小学校に入学しても、該当しない場合もあります。支給要件などの詳細については、支給要綱を確認してください。

空き家改修事業補助金
空き家情報バンクを活用して空き家を改修する人に、対象経費の2分の1(上限額50万円)を助成します。
【共通事項】補助金の申請額の総額が予算額に達した場合は、受け付けを終了します。
【申請・問い合わせ】まちづくり推進部観光シテイプロモーション課(ふるさと定住係)
☎0220(23)7331
※詳細は、市公式ホームページに掲載しています

Information
04

地域経済の担い手
中小企業・小規模企業をみんなでも応援

中小企業・小規模企業振興基本条例を4月1日に施行

市内には約4千の企業がありますが、そのうちの約99%を中小企業・小規模企業が占めています。
中小企業・小規模企業は、市の経済を牽引し、地域の雇用を支える、地域社会において重要な存在です。これを踏まえ、中小企業・小規模企業の振興に向けた取り組みなどを定めた「登米市中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行しました。

そのような中、中小企業・小規模企業が成長・発展していくためには、自らが努力することはもちろん、市や大企業、教育機関、金融機関などや市民の皆さんが一丸となり、「オール登米」で施策を総合的に推進していくことが大切になります。

ことで地域社会の活性化や市民生活の向上を目指しています。また、その実現に向け、市の責務、中小企業・小規模企業の努力すべきことなどを定めています。今後は、条例に基づき中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実現に向けて取り組んでいきます。

登米市中小企業・小規模企業振興基本条例イメージ



条例が目指すもの

中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、産業構造の変化、さらには消費者ニーズの多様化など、経営環境の変化に伴い、厳しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けるなど、困難な事態に直面しています。

条例のポイント

基本理念【第3条】

中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力と創意工夫を前提として、中小企業・小規模企業の振興が推進されるべきであることを明らかにし、関係者が一体となり、市の魅力を創造しながら、中小企業・小規模企業の振興を推進することを規定しています。

市の責務【第4条】

中小企業・小規模企業の振興を推進するために、その重要性を認識した上で、事業の実施に必要な予算の確保に努めることなど市が担っていく責務について規定しています。

中小企業者及び小規模企業者の努力【第5条】

中小企業者及び小規模企業者は、経済環境の変化に即応するために、自主的に経営の改善等に努め、安心して暮らしやすい地域社会の実現を意識し、事業活動を行うよう努めることを規定しています。

市民の理解及び協力【第10条】

中小企業・小規模企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出し、結果として豊かで住みよいまちの実現へとつながることを理解いただくことを規定しています。

施策の基本方針【第11条】

市が総合的に推進すべき中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針を規定しています。地域の強みである人材や技術力等の地域資源の活用、販路の開拓及び資金調達の円滑化による経営基盤の強化等の促進、関係者の相互連携の推進による事業承継等の課題の解決を図ることなどを規定しています。

小規模企業者の特性に応じた支援【第12条】

経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮し、経営規模を勘案しながら、施策を実施することを規定しています。